

(様式1)

(変更)

審査基準 (申請に対する処分関係)

| | 担当課 | 経営支援課 | 検索番号 | 2-2 |
|---|-------------|-------|------|-----|
| 法令名 | 中小企業等経営強化法 | 根拠条項 | 15-1 | |
| 許認可等 | 経営革新計画の変更承認 | | | |
| (根拠規定) | | | | |
| 中小企業等経営強化法 | | | | |
| (経営革新計画の変更等) | | | | |
| 第15条 前条第1項の承認を受けた特定事業者は、当該承認に係る経営革新計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その承認をした行政庁の承認を受けなければならない。 | | | | |
| (許認可等の基準) | | | | |
| 中小企業等経営強化法実施要領 | | | | |
| 第2 経営革新計画の承認基準等 | | | | |
| 1 経営革新事業の内容 | | | | |
| 承認の対象となる経営革新計画は、新事業活動によって企業の経営の向上に資するものをいい、 | | | | |
| ①新商品の開発又は生産 | | | | |
| ②新役務の開発又は提供 | | | | |
| ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入 | | | | |
| ④役務の新たな提供の方式の導入 | | | | |
| ⑤技術に関する研究開発及びその成果の利用 | | | | |
| ⑥その他の新たな事業活動 | | | | |
| などを内容とする。 | | | | |
| なお、新事業活動とは、個々の事業者にとって新たな事業活動であれば、既に他の事業者において採用されている技術・方式を活用する場合も対象とする。ただし、業種ごとに同業の中小企業等における当該技術・方式の導入状況を判断し、既に相当程度普及している技術・方式等の導入については対象外とする。 | | | | |
| 2 計画期間 | | | | |
| 計画期間は三年間ないし八年間とする。 | | | | |
| 3 事業期間 | | | | |
| 事業期間 (計画期間のうち研究開発を除く新事業活動を実施する期間をいう。) は、三年間ないし五年間とする。 | | | | |
| 4 経営目標の設定 | | | | |
| 承認の対象となる経営革新計画には、定量的経営目標を設定しなければならない。経営目標の設定にあたっては、次の各号の経営指標を判断基準とする。 | | | | |

(1) 付加価値額又は一人当たりの付加価値額のいずれかについて、事業期間が3年の場合は3年後の目標伸び率が9%以上、4年の場合は12%以上、5年の場合は15%以上でなければならない。

(2) 給与支給総額について、事業期間が3年の場合は3年後の目標伸び率が4.5%以上、4年の場合は6%以上、5年の場合は7.5%以上でなければならない。

5 経営革新計画の内容

経営革新計画に記載された内容は、次の各号に適合していなければならない。

(1) 法第14条第2項第1号から第3号までに掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであること。

(2) 法第14条第2項第3号及び第4号に掲げる事項が経営革新を確実に遂行するため適切なものであること。

(3) 法第14条第2項第5号に規定する負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準が適切なものであること。

(その他)

中小企業等経営強化法実施要領

第4 承認経営革新計画の変更

1 承認を受けた経営革新計画を変更する場合は、承認経営革新計画の変更に係る承認申請書（様式第2）により行うものとする。

2 承認経営革新計画の趣旨を変えないような軽微な変更は、変更の承認を要しないものとする。

3 知事は、承認経営革新計画の変更の申請を受けたときは、速やかに第2に照らしその内容を審査し、承認することが適当と認めるときは、承認経営革新計画の変更に係る承認（不承認）通知書（様式第5）を申請者たる承認特定事業者に通知するものとする。

また、不承認とするときは、承認経営革新計画の変更に係る承認（不承認）通知書（様式第5）によりその旨を申請者たる承認特定事業者に通知するものとする。

4 承認経営革新計画を変更した場合における計画期間は当初の計画期間を含めて8年間以内、事業期間は当初の事業期間を含めて5年間以内とする。

5 承認経営革新計画の変更の申請及び承認等の手続きは、第1及び第3の2を準用する。